

協議事項

国民健康保険事業の運営について

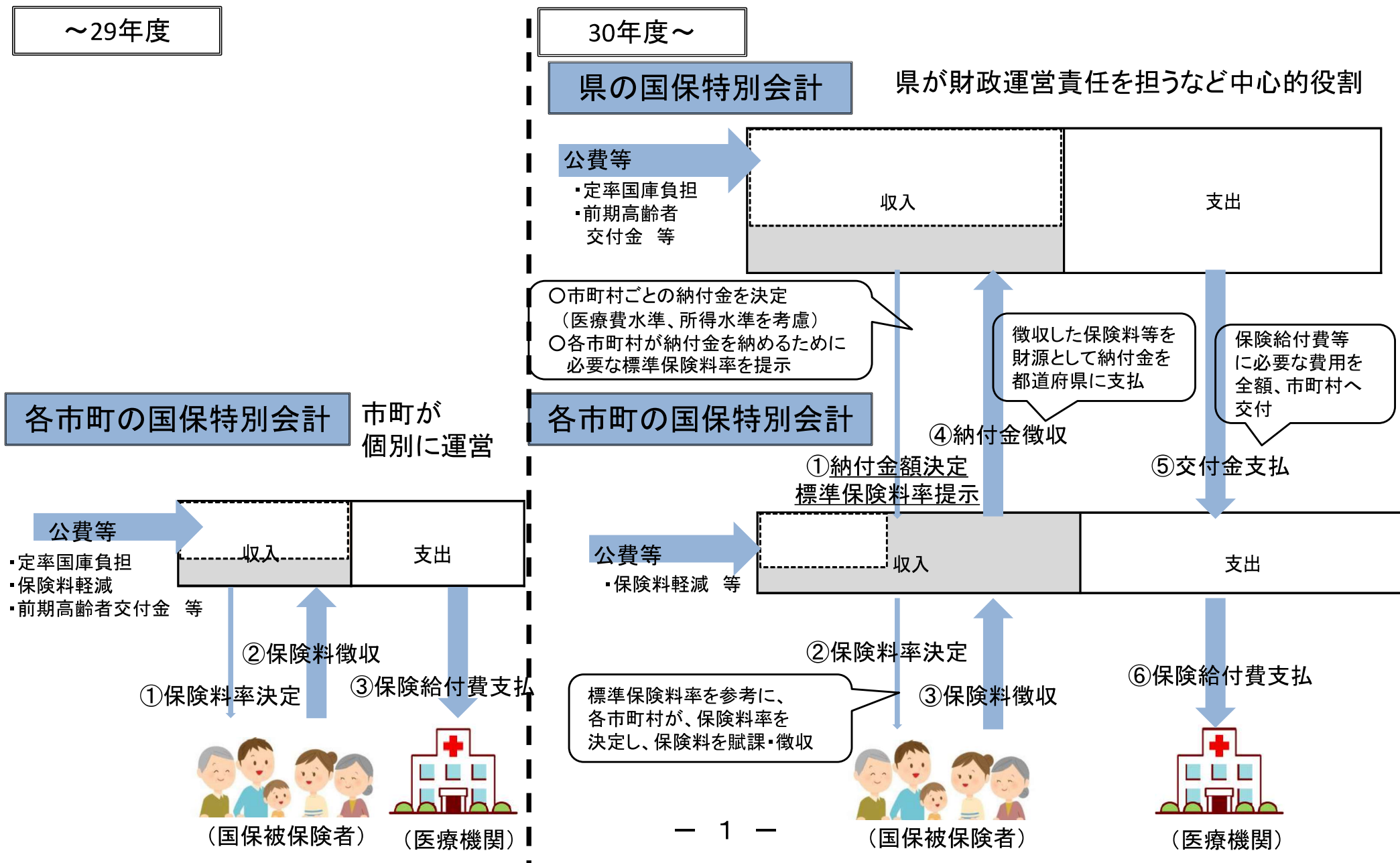
「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」及び 税率改定に向けた取組について

..... P 1 ~ P 9

その他

# 国保の財政運営のすがた

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、保険給付費の財源である市町村からの国保事業費納付金額の決定、保険給付に必要な費用全額の市町村への支払いを行うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

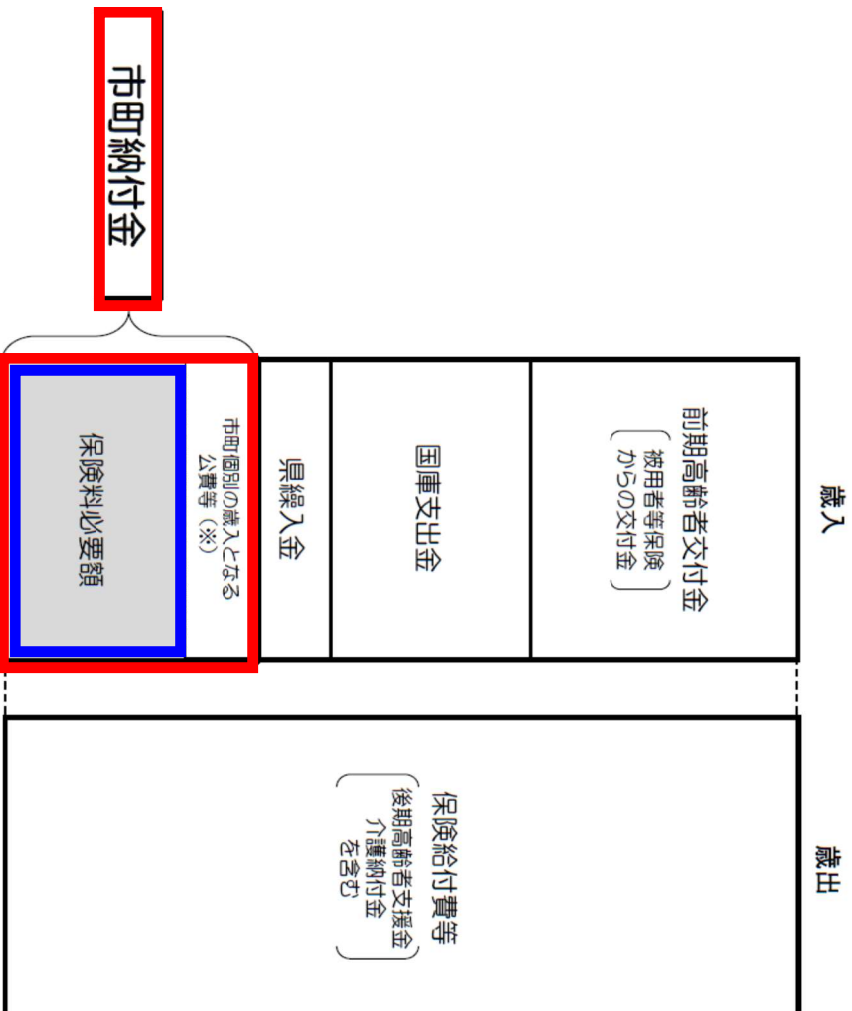


## 国民健康保険事業費納付金について

### 国保事業費納付金等算定の基本的な考え方

- ・ これまでの医療費や被保険者数の推移などにより、保険給付費を推計
- ・ 国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定し、市町から徴収する納付金総額を算定

### 福井県国民健康保険特別会計



※保険者努力支援交付金などインセンティブに係る公費、保険者支援制度（低所得者への支援）にかかる公費等

### あわら市国民健康保険事業費納付金

	納付金総額	医療分	後期支援金分	介護分
H 3 0	662,455,070	473,127,168	143,073,234	46,254,668
R 1	790,211,452	559,207,456	180,487,548	50,516,448
R 2	741,495,015	521,416,425	167,416,661	52,661,929
R 3	699,585,523	475,130,158	165,698,100	58,757,265
R 4 (仮算定)	687,733,588	467,840,169	165,132,541	54,760,878

## 福井県国民健康保険運営方針

目的	県が市町とともに国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営を進めるため、県内の統一的な運営方針を定め、市町が担う事務の標準化、効率化、広域化を推進する。
対象期間	令和3年4月～令和6年3月まで（3年間）

### 1. 保険料の賦課状況

- ・ 令和2年度の調定総額は、145.9億円（あわら市 5.6億円）、1人当たり103,009円（あわら市 102,677円）、1人当たりの保険料は市町間で約1.4倍の差
- ・ 令和2年度の賦課方式として、13市町が4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）を採用

### 2. 保険料水準統一の基本的な考え方

- ・ 直ちに保険料水準の統一は行わないが、将来的には県内の保険料負担の平準化を目指す
- ・ **保険料水準統一**の定義について、**県内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となる**ことを規定
- ・ 保険料水準の統一に向け、段階的な取組の方向性や目標年次を含めた**ロードマップ**について、市町と協議の上、次期運営方針改定時までには検討

### 3. 納付金の算定方法

○医療費水準	・ 各市町の医療費水準を反映（ $\alpha = 1$ ）
○高額医療費の共同負担	・ 年齢調整後の医療費指数算出にあたり、レセプト1件あたり80万円を超える高額医療費について全市町の共同負担とする（令和3年度～）

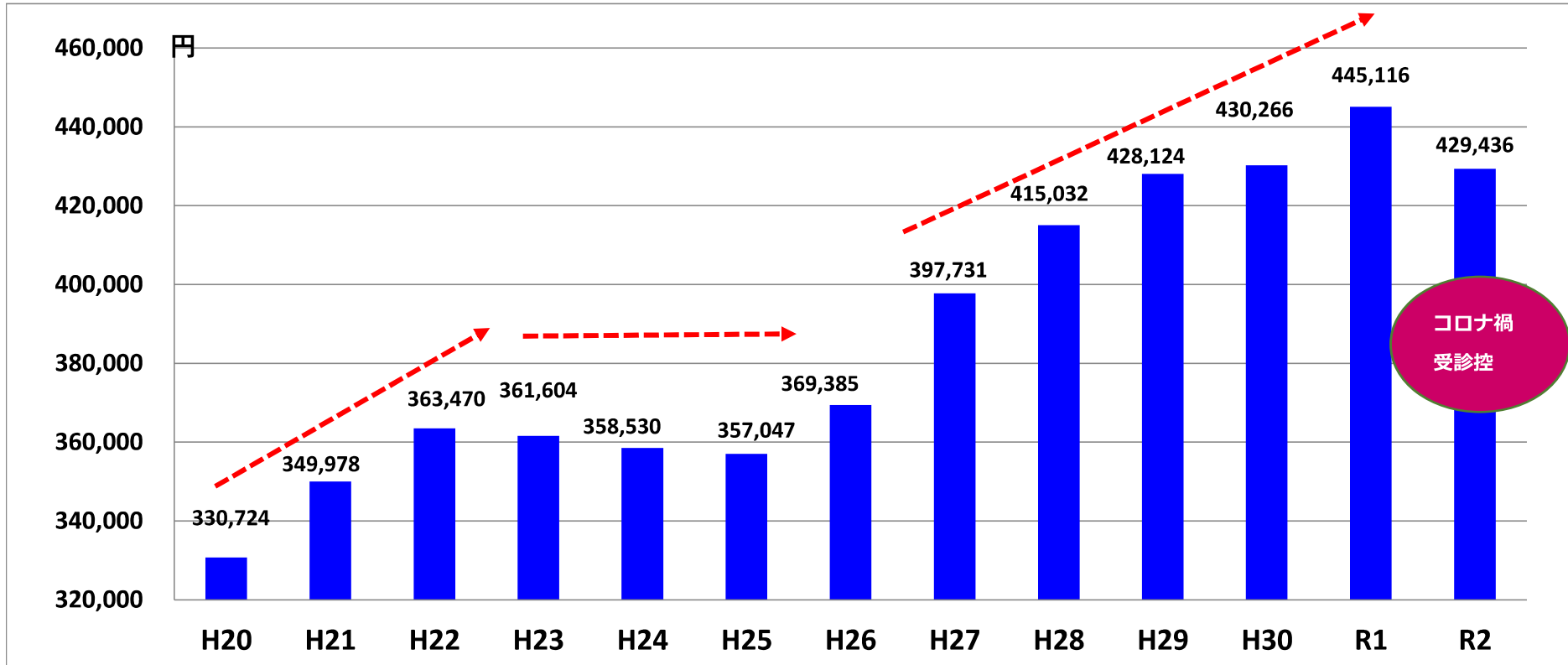
### 4. 標準保険料率の算定方式

○算定方式	・ <b>資産割を廃止した3方式</b> による
○各市町の保険料算定方式の統一	・ <b>令和8年度</b> までに3方式に移行することを目指す

※制度改革により保険料負担が急増することのないよう、激変緩和措置を実施（特例基金を活用できる令和5年度まで）

# 一人当たりの医療費の推移／税率改定

あわら市国民健康保険



H20  
者 税率改定 (後期高齢  
医療制度創設)

(入院の増  
高額レセプト)

H23  
基金全額取崩

H24  
保険税率改定  
法定外繰入1億円

H27  
65歳以上の世代  
全ての団塊の世代  
C型肝炎新薬の登場  
抗がん剤の拡大  
保険適用の拡大

H28  
オプジーボ緊急薬価改定  
ハートニー薬価引下げ

H30  
県単位化  
H30年度末  
基金残高  
523,433千円

R1  
保険税率改定

R2  
70歳以上の世代

R2年度末基金残高  
484,425千円

前期高齢者交付金 7億

9億  
5500万

10億  
7600万

※資産割の段階的な廃止

国民健康保険税の算定方法(令和3年度 ※令和元年度改定)

応能分

●医療分【 限度額 630,000円 】

所得割額 (所得-43万) × 6.5%	+	資産割額 (固定資産税額) × 15%
※ 改定前 6.2%		※ 改定前 29%

●後期高齢者等支援金分【 限度額 190,000円 】

【 後期高齢者医療制度支援分 】

所得割額 (所得-43万) × 2.5%	+	資産割額 廃止
※ 改定前 1.7%		※ 改定前 4.0%

●介護分【 限度額 170,000円 】

【 国民健康保険加入者のうち40歳から64歳までの方  
(介護保険第2号被保険者)が対象 】

所得割額 (所得-43万) × 2.0%	+	資産割額 廃止
		※ 改定前 2.0%

応益分

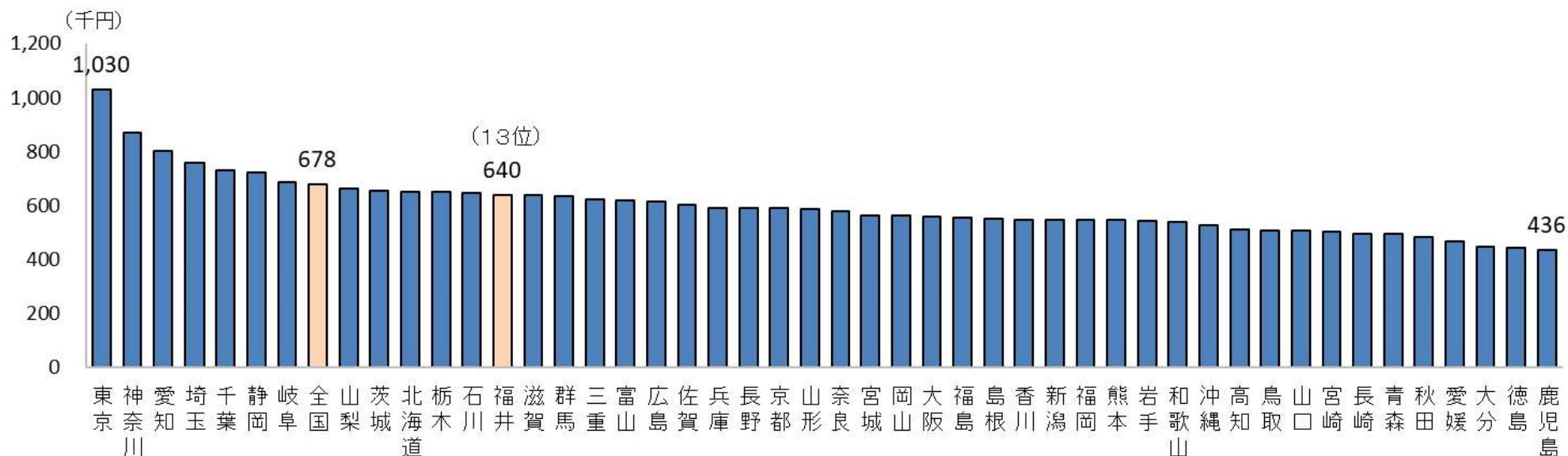
均等割額 加入者数 × 30,000円	+	平等割額 一世帯定額 22,800円
------------------------	---	-----------------------

均等割額 加入者数 × 7,200円	+	平等割額 一世帯定額 5,400円
-----------------------	---	----------------------

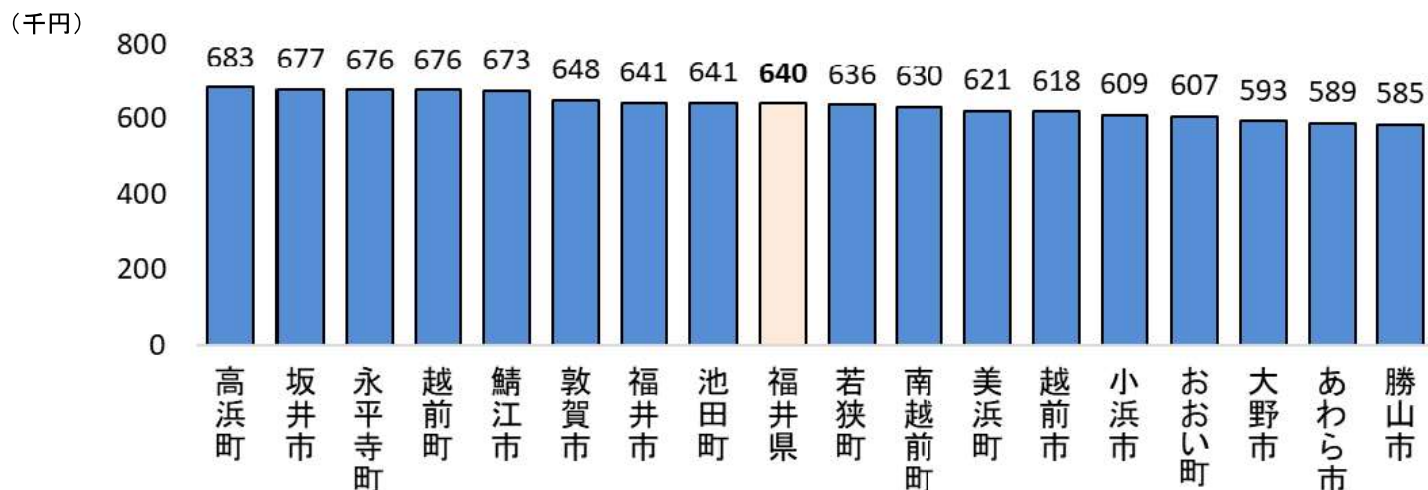
均等割額 加入者数 × 8,400円	+	平等割額 一世帯定額 6,000円
-----------------------	---	----------------------

# 令和2年度都道府県別・市町別1人当たり所得額

【令和2年度都道府県別1人当たり所得額(旧ただし書き方式による課税標準額)・・・前年1～12月の所得】 ※一般被保険者のみ



【令和2年度市町別1人当たり所得額(旧ただし書き方式による課税標準額)】 ※一般被保険者のみ



※ 旧ただし書き方式による課税標準額  
 =「総所得金額および山林所得金額」  
 +「雑損失の繰越控除額」  
 +「分離譲渡所得額」  
 -「基礎控除額」(33万円)

【出所】厚生労働省「国民健康保険実態調査」(令和2年度速報)







## 今後の方針（案）

- ・ 県が示す**標準保険料**を基に、基金の活用方法を検討しながら、段階的に標準税率に移行する。
- ・ 令和8年度までの**資産割の廃止**に向けて、世帯への影響も踏まえて、応益割（均等割額、平等割額）についての見直しについても検討する。

## 保険料水準統一に向けたロードマップ（令和6年度までに県が策定）

### 【取り組むべき事項】

- ・ 医療水準による調整 医療費水準  $\alpha = 1 \rightarrow$  医療費水準  $\alpha = 0$
- ・ 保険料算定方式 4方式（所得割、資産割、均等割、平等割） $\rightarrow$   
3方式（所得割、均等割、平等割）
- ・ 賦課割合の統一 所得割：均等割：平等割 =  $\beta : 0.7 : 0.3$   
( $\beta$ ：全国平均を1とした場合の本県の所得水準)
- ・ 納付金の対象項目拡大 出産育児一時金や葬祭費の追加  
保健事業（健康教室や健診などについて標準的保健事業の段階的实施）
- ・ 市町事務等の標準化 短期証や資格証明書の発行基準の整理等
- ・ 収納率の統一 収納率が低い市町は統一税率よりも高い税率を設定 など